

安全・生活

春の全国火災予防運動

3月1日～7日

「おひち時間 家族で点検 火の始末」

春先は空気が乾燥し、火災が発生しやすくなることから、火災予防の推進と火災の発生防止を目的とした「春の全国火災予防運動」が3月1日（火）～7日（月）に実施されます。

期間中は、事業所などにポスターの掲示をお願いするとともに、消防車両による巡回宣伝やホームページなどを通じて、火災予防を広く住民の皆さんにお知らせします。

火災のない安全・安心なまちづくりによる巡回宣伝やホームページなどを通じて、火災予防を広く住民の皆さんにお知らせします。

掲示をお願いするとともに、消防車両による巡回宣伝やホームページなどを通じて、火災予防を広く住民の皆さんにお知らせします。

自衛官募集

募集種目=自衛官候補生（男子・女子）

対=18歳以上27歳未満の方

受付期間=通年

※応募方法や、その他の募集種目についてはお問い合わせください。

問=自衛隊豊中募集案内所

☎ FAX 06-6843-8400

そのため、適正な火気の取り扱い・放火防止対策など、皆さんのご協力をお願ひします。

問=箕面市消防本部予防室
☎ 024-999010

令和3年豊能町における消防統計

火災

令和3年中に町内で発生した火災の発生状況は次のとおりです。なお、火災による死傷者はありませんでした。

火災		前年比	
発生件数	4件	+1件	
建物火災	1件	0件	
その他火災	3件	+1件	
出火原因		件数	
電気	0件		
その他	4件		

令和3年中の救急出動状況は次のとおりです。

救急		前年比	
出動件数	1007件	+92件	
搬送人員	931人	+70人	
入院加療不要な方	597人 (全搬送人員中の割合 64.1%)		
事故種別		前年比	
急病	698件	+74件	
一般負傷	225件	+17件	
交通事故	31件	+4件	
その他	53件	-3件	

転居時などの給水届について

町外への転出や、町内での転居の場合、水道の閉栓届を提出していく下さい（電話連絡でも受付できます）。

閉栓する時は、料金の精算をお願いしています。水道料金などの納付忘れがないようご協力をお願いします。

また、町内での転居の場合は、口座振替を新たに契約する必要がありますので、「利用の金融機関へ届出しているたまりますようお願いします（届出印、通帳および使用者番号が分かるものが必要です）。

問=豊能水道センター
☎ 0230-33311

令和4年度「水質検査計画」の策定について

水道の水質検査は、水質基準に適合して、安全であることを保証するために不可欠であり、水質管理を行う上で重要なものです。豊能水道センターでは、毎事業年度の開始前に「水質検査計画」を策定しています。

問=豊能水道センター、本庁1階行政情報コーナー、大阪広域水道企業団ホームページ
☎ 0230-33311

井戸水などを使用されている方へ（使用人数の変更届けについて）

井戸水など（水道以外の山水などを使用している場合も含む）を使用されている家庭で、転入・転出・出生・

死亡などで、世帯の構成人数に変更が生じた場合は、下水道使用料も変更になりますので「公共下水道使用者変更届」により、変更届の提出をお願いします。

また、井戸水などを使用するようになった場合や使用しなくなった場合も都市計画課まで連絡いただきますようお願いします。

問=都市計画課
☎ 0230-33311

水道料金・下水道使用料などが「スマホ決済」で支払えるようになりました

お使いのスマートフォンにアプリをダウンロードし、必要事項を登録していただると、お送りする納入通知書に印字されているバーコードをアプリで読み取ることで、キャッシュレスでお支払いができます。（※領収書（納入通知書）は発行されませんのでご注意ください。）

利用できるアプリや詳しいご利用方法については、大阪広域水道企業団のホームページをご覧ください。

☎ 739-3004

昨年とのごみ量比較（12月分）

単位：トン

	今年	昨年	対前年比
可燃ごみ	334.48	335.22	-0.2%
粗大ごみ	23.60	16.00	47.5%
不燃ごみ	17.40	17.06	2.0%
蛍光灯	0.13	0.15	-13.3%
乾電池	0.44	0.47	-6.4%
空きビン	9.44	9.40	0.4%
空き缶	4.00	3.82	4.7%
紙類等	38.03	36.16	5.2%
容 ブラ※	16.60	15.68	5.9%
ペットボトル	2.62	2.41	8.7%
植木剪定くず	8.50	7.25	17.2%
食用廃油	0.13	0.17	-23.5%
小型家電	0.11	0.09	22.2%
計	455.48	443.88	2.61%

※容器・容器包装プラスチック類
(注)速報値のため数値が変わることがあります。

【3月】資源とごみの収集日～分ければ資源、燃やせばごみ～

	可燃ごみ	不燃ごみ 有害ごみ	紙類等	空きビン	空き缶	容器包装プラスチック類 ペットボトル	植木剪定くず
余野・川尻・木代・切畠・野間口 高山・牧・寺田・希望ヶ丘	火・金	9	16	16	23	2 16	9 23
吉川・ときわ台	火・金	10	17	17	24	3 17	10 24
東ときわ台	月・木	8	15	15	22	1 15	8 22
光風台	月・木	11	18	18	25	4 18	11 25
新光風台(保の谷含む)	火・金	10	21	17	24	7 21	14 28

粗大ごみ	有料・予約制 (環境課☎736-1190事前に申し込みしてください) 受付時間:午前9時～午後5時
食用廃油	役場本庁・吉川支所に回収ボックスを設置(各施設午前9時～午後5時まで投入可能、土・日・祝日・年末年始は投入不可)
使用済小型家電	役場本庁・中央公民館・吉川支所・西公民館に回収ボックスを設置(各施設開庁時間中に投入できます)

問=環境課 ☎ 736-1190

豊能警察署管内の特殊詐欺発生状況 (令和4年1月末)

豊能町	電話認知件数	0件
	メール等認知件数	9件
	被害件数	0件
	被害額	0円
能勢町	電話認知件数	0件
	メール等認知件数	0件
	被害件数	0件
	被害額	0円

交通事故発生状況

(令和4年1月中の速報値)
豊能警察署交通課

種別	豊能町	能勢町	合計
人身事故	0件	2件	2件
	死者数	0人	0人
	重傷者数	0人	0人
	軽傷者数	0人	2人
物損事故	21件	35件	56件
総件数	21件	37件	58件

「横断歩道ハンドサイン運動」実施中

豊能町交通事故をなくす運動推進本部

豊能郡環境施設組合からのお知らせ

— 令和4年第1回臨時議会の報告 —

令和4年第1回豊能郡環境施設組合議会臨時議会は、1月13日に1日間の日程で開催されました。
議決された案件は、次のとおりです。

■令和4年第1回臨時議会

議案第1号 令和3年度豊能郡環境施設組合一般会計補正予算(第3号)

既定の歳入歳出予算の総額に40万5千円を増額し、予算の総額を5,062万7千円とするものです。
歳出の増額は、豊能郡美化センター借地料(1月から3月)にかかる費用です。 (全員賛成 可決)

問=豊能郡環境施設組合 ☎ 739-3004



18歳から大人！(Part4)



「契約」には十分な注意を!!

4月1日に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、若者の消費者被害の拡大が心配されています。「契約」を安易に考えず、正しい知識をもって悪質商法などにだまされないようにしましょう。

1. 契約には「責任」が生じる

契約とは、「法的な拘束力を持つ約束」のことです。商品やサービスの売り手と買い手の意思が合致したときに契約成立し、権利や義務といった法的拘束力をもちます。そのため、一方的に契約を取り消すことは原則できません。口約束でも契約は成立します。契約書に署名や押印をするのは、証拠を残すためのものです。

2. 「未成年と成年」ではリスクが違う

社会経験の少ない若者を悪質商法などから保護するために、未成年者取消権がありますが、成年になると、未成年者取消権を使うことはできません。そこで、悪質業者は、親の同意が不要で、一方的に契約を取り消せない「成年」を狙います。「新成年」は、成年になりますので、一層の注意が必要です。

3. 成年になってもできる「契約の取り消し」・クーリング・オフを知ろう！

【クーリング・オフとは？】

訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧誘により、慎重に検討する余裕がないまま契約をしてしまったときに、8日間（マルチ商法は20日間）以内であれば、無条件で契約を解除できる制度
※通信販売で買った商品など、クーリング・オフができないものもあります。

- ①クーリング・オフ期間（8日または20日）^{*1}にハガキで、販売会社の代表者宛てに通知する。宛名は「株式会社 代表者様」でよい。
- ②ハガキに右記（ハガキ記入例）の内容を記載し、両面のコピーをとる。
- ③ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送る。
- ④支払ったお金は、全額返金を求める。商品の引き取り費用は事業者の負担
- ⑤クレジット契約を利用しているときはクレジット会社にも送る。

〈ハガキ記入例〉

通 知 書

次の契約を解除します。
契約年月日 ○○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○○円
販売会社 ○○○○ △△営業所
担当者 ○○○○

支払った代金○○○円を速やかに返金し、商品を引き取ってください。
○○年○月○日

○○府○○郡○○町
氏名 ○○○○

※1 【クーリング・オフができる取引の期間と種類】（特定商取引法）

期 間	種 類
8日間	訪問販売、電話勧誘販売 特定継続的役務提供 (エステ、美容医療、学習塾、パソコン教室、家庭教師、語学教室、結婚相手紹介サービス)
20日間	連鎖販売取引（マルチ商法） 業務提供誘引販売取引（内職商法）



クーリング・オフ期間が過ぎてもあきらめないで

勧誘や販売方法に問題があったら、契約の取り消しができることも！

4. トラブルにあわないために

未成年者の消費者被害を抑止する役割を持つ未成年者取消権は、成年に達すると同時に行使できなくなります。そのため、法律による保護がなくなったばかりの18歳・19歳が、悪質商法のターゲットになるのではないかと懸念されています。スマホやSNSの情報をきっかけに、好奇心やアルバイト感覚から、社会経験の少ない若者がトラブルに巻き込まれるケースは今も少なくありません。困ったときには一人で悩まずに、家族や消費生活センターなど信頼できる人に相談しましょう。

- ・うまい話や甘い言葉をかけられても、お金の話が出たら要注意です。
契約するつもりがなければ、執拗に勧誘されても、「契約しない！」「帰る！」とはっきり断りましょう。
- ・安易にクレジットカードでの高額決済や借金をしないでください。
お金がないという断り方をすると借金などを勧められてしまうので、「契約しない」とはっきり伝えましょう。
- ・クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につけましょう。
- ・困ったときは、豊能町消費生活コーナーまでご連絡ください。

問=豊能町消費生活コーナー

☎739-0001（内線255）開設日時：月・火・木・金（開設時間はお問い合わせください）

参考資料：くらしの豆知識（国民生活センター）・18歳で成人になるってどんなこと？（全国消費者相談員協会）より抜粋